二(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大牟田市船津町四四一番一から佐賀市諸富町大字諸富津字一本杉五二四二番一まで	前	BA 六・八〇～五〇・〇〇メートル	二九・一八三キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 六・八〇～五〇・〇〇メートル	二九・一八三キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所
三(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百二十号及び四百四十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
日南市大字宮浦字小浦二五八八番一から同市大字宮浦字小浦二五八八番一〇まで	前	一二・七〇～一二・七〇メートル	五二・一〇〇キロメートル
日南市大字宮浦字徳永二六二七番一から同市大字宮浦字徳永二七五〇番まで	後	四九・五〇～四九・五〇メートル	七七・〇〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所
四(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百二十号及び四百四十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
志布志市有明町野井倉字川原七四一一番一から同市有明町蓬原字春日一五番二まで	前	一一・六〇～一一・九〇メートル	一五・五〇〇キロメートル
	後	一一・九〇～一二・〇〇メートル	二・一二五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十八日　九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二号	唐津市北波多行合野字大久保二六五番一から同市北波多行合野字土元一七七〇番一まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所
二百八号	柳川市矢加部字五反田二五番一から同市矢加部字橋本一一番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所
二百二十号及び四百四十八号	志布志市有明町野井倉字川原七四一一番一から同市有明町蓬原字春日一五番二まで	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年八月二十八日

人事異動

内閣

（財務省大臣官房付）財務事務官　冨永　哲夫
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
（同）同　冨永　哲夫
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　木村　茂樹
財務省に出向させる
内閣官房消費者行政一元化準備室参事官を免ずる（以上八月二十一日）
（防衛省技術研究本部副本部長）防衛事務官　石塚　泰久
内閣事務官（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター管理部長）に採用する
（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター管理部長）内閣事務官　高嶋　巖
防衛省に出向させる
（防衛省大臣官房秘書課付）防衛部員　吉田　正法
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する（以上八月二十五日）

外務省

特命全権大使　雨宮　夏雄
ルーマニア国駐箚を命ずる
同　楠本　祐一
ポーランド国駐箚を命ずる（以上八月六日）
（在ウィーン国際機関日本政府代表部在勤）特命全権大使　天野　之弥
在ウィーン国際機関日本政府代表部在勤を免ずる
臨時に外務省本省の事務に従事することを命ずる（核不拡散・原子力担当）（八月二十五日）

最高裁判所

広島地方裁判所事務局長　山本　信善
辞職（七月三十一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、八月二十七日モルドバ国の独立記念日につき、同月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

伊江島補助飛行場の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、平成二十一年三月二十七日に日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び同法第四十七条の二第三項に規定する明渡裁決の申立てがあり、同収用委員会から当該裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項（同法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

なお、土地収用法第四十三条（同法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により、土地所有者及び関係人は縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまで、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇－八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。

一　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目
（伊江島補助飛行場）

所在	地番	地目
沖縄県国頭郡伊江村字西江上具志堅原	一〇九〇番	山林
沖縄県国頭郡伊江村字西江上具志堅原	一一四三番二	雑種地